

村県民税・国民健康保険税・所得税

確定申告が

始まります

2月17日(月)～3月17日(月)

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967(22)0551(代表)

役場税務課 TEL(62)9181

今年も確定申告の時期がやってきました。

平成25年分の申告をしなければならぬ人は、次ページの各地区指定日(午前中)にお越しください。

※初めて住宅借入金特別控除を受ける人や山林所得・配当所得・株式譲渡のある人、また同時に贈与税の申告をされる人は、税務署をご利用ください。

※所得税の確定申告書を税務署に提出した人は、住民税申告の必要はありません。

村県民税の申告を しなければならぬ人

■平成26年1月1日現在、本村に住所のある人で平成25年中に営業、農業、その他の事業(内職・外交など)、不動産、配当、年金、生命保険料(満期)、国・県・村に収用などの所得がある人、または、収入がない人も収入がない旨の申告をしなければなりません。

■平成26年1月1日現在本村に住所のある給与所得者で次に該当する人

- ①平成25年中に退職した人
- ②日雇、パート、アルバイトなどの収入がある人
- ③勤務先などから、本村に給与支払報告書が提出されていない人
- ④2力以上の事業所から給与の支払いを受けている人
- ⑤給与所得以外に所得がある人

※所得税の申告では、給与所得以外の所得が20万円以下の場合は申告する必要はありませんが、住民税・国民健康保険税では、所得の多少にかかわらず申告する必要があります。

⑥給与所得のみの人で、医療費控除などを受ける人

■所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人

対象となる人

- ①平成11年1月1日から平成18年12月31日までに新築、増築して入居した人
- ②平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築、増築して入居した人

控除を受けるための手続き

- ①所得税の住宅借入金特別控除を受けられる初年度は、税務署にて確定申告を受けてください。2年目以降は年末調整や確定申告の際、申告されると、住民税住宅ローン控除が適用されます。
- ②給与所得者で年末調整を受ける人の場合、源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住年月日」が記載されている人は、確定申告の必要はありません。

【注意】

平成19年と平成20年に入居された人は、住民税住宅ローン控除を受けることはできません。

平成26年1月1日現在、本村に住所のある公的年金者で次に該当する人

公的年金収入額が400万円

未満の人で、本村に公的年金支払い報告書が提出されていない人や、生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除等の所得控除を受ける人

■国民健康保険に加入されている人で、所得税の確定申告や村県民税の申告をされていない人

所得税や村県民税の申告において特別控除等が適用され、課税されていない土地や建物の譲渡(国や地方公共団体に収用された譲渡) 免税所得も申告を要しません。

■遺族年金・障害年金や恩給などを受給している人

申告に必要なもの

申告する際は、次の書類を持参してください。

- ①給与所得者 源泉徴収票(勤務先からもらってください)
- ②年金受給者 公的年金の源泉徴収票
- ③社会保険料の支払証明書(国民健康保険税・後期高齢保険料・農業者年金・国民年金・介護保険料・生命保険料・地震保険料)

※ケガの保険の損害控除は廃止

- ④農業・事業所得者 収支内訳表(収入金額・必要経費などのわかる帳簿、経費の領収書・通帳など)
- ⑤医療費控除を受ける場合 領収書やおむつ証明書
- ⑥障害者控除を受ける場合 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳

- ⑦税務署から申告書が送付されている人 その申告書を持参すること
- ⑧印鑑(所得税の納税・還付などに利用される金融機関の口座と届け印)

《e-TAX(電子申告)》を利用する人

利用者識別番号の通知書・住基カード(公的認証済)が必要です



平成26年 村県民税・国民健康保険税申告日程表

申告受付時間 ■午前の部 午前8時30分～11時30分（地区指定の人が優先です）
 ■午後の部 午後1時～4時（指定地区以外を受け付けます）

2月24日(月)と25日(火)は、**税理士無料相談**を行いますのでご利用ください。

申告日	地区名	申告会場		
2月	17日 月	下田・栃木・乙ヶ瀬	長陽中央公民館	<p>下記の人も申告が必要です。 必ず申告してください。</p> <p>①大学生・専門学生 専業主婦 病気などで働くことができなかったなど 無収入の人</p> <p>②遺族年金・障害年金受給者</p> <p>③専従者給与の人や配偶者・扶養控除に該当する人で、所得証明書が必要な人</p> <p>④年金400万円以下の年金受給者も、住民税申告はしなければなりません。</p> <p>申告をしなかったらどうなる？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の軽減判定 ・介護保険料の算定 ・後期高齢保険料の算定 ・保育料算定 ・公営住宅入居の申し込み ・国民年金免除申請 ・扶養認定 <p>など、所得証明や課税証明書発行などができなくなり、軽減などを受けられず不利益を被ることになります。</p> <p>【注意】 期間内に申告していないと、証明書などが発行できませんので、ご了承ください。</p>
	18日 火	立野・立野駅	//	
	19日 水	喜多・沢津野・赤瀬	//	
	20日 木	加勢・川後田・新所	//	
	21日 金	下野	//	
	24日 月	東下田・袴野 (税理士無料相談日)	//	
	25日 火	黒川・長野 (税理士無料相談日)	電算移動日につき 午後4時で受付締切です	
	26日 水	第八駐在	久木野庁舎	
	27日 木	第二駐在・第七駐在	//	
28日 金	第四駐在	//		
3月	3日 月	第五駐在	//	
	4日 火	第三駐在・第九駐在	//	
	5日 水	第一駐在・第六駐在	電算移動日につき 午後4時で受付締切です	
	6日 木	両併一・両併二	白水総合センター (役場白水庁舎隣り)	
	7日 金	中松三・両併三	//	
	10日 月	一関一・中松二	//	
	11日 火	吉田三・一関二	//	
	12日 水	白川(西)・吉田一	//	
13日 木	白川(東)	//		
14日 金	吉田二・中松一	//		
17日 月	書類整理日	所得税納付期限 午後4時で受付締切です		

※午前中は指定日の方が優先します。
 どうしても指定日に来ることができない人は、午後から申告ができます。
 ご協力をお願いします。